平成２４年（フ）第５９００号
東京都板橋区高島平８丁目25―１―102
債務者　庭野　静香
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９２４号
東京都港区芝浦４丁目８―12―916
債務者　渡邉　洋子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９４５号
東京都荒川区南千住６丁目50―10―308
債務者　藤崎　雅行
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９６９号
東京都板橋区富士見町31番２号
債務者　谷口　祐二
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９７０号
千葉県市原市光風台１丁目423
債務者　倉松八重子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９７１号
東京都世田谷区玉川４丁目３―３―403
債務者　木村　重正
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９８２号
東京都江戸川区北葛西１丁目22―６―102
債務者　鈴木　香織
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９８３号
東京都町田市木曽東４丁目11―イ３―302
債務者　渡邊　雅江
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９８５号
東京都世田谷区駒沢２丁目１―10　第１芳樹荘
債務者　丸山ひとみ
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９８７号
東京都千代田区内神田１丁目１―３―707
債務者　山口由紀子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９９５号
東京都世田谷区上用賀１丁目24―２―303
債務者　野村　勝英
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９９６号
東京都練馬区中村３丁目19―12―102
債務者　岸　　礼子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９９９号
東京都新宿区上落合２丁目14―11―202
債務者　岩塚　敏雄
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６００３号
東京都葛飾区立石１丁目21―１　草渚方
債務者　エリック　シュナイダーこと　シュナイダー　エリック　ジョセフ
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０１号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地72―513
債務者　有田　一代
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８７０号
神奈川県大和市深見3919番地３　イサミビル202
債務者　杉本みゆき
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部